

新聞著作権管理協会
授業目的公衆送信補償金分配規程

2021年6月22日 会員総会 制定
2023年6月29日 会員総会 改定
(2023年7月20日 SARTRAS 理事会 承認)

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」という。）の授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）分配規程（以下「SARTRAS 分配規程」という。）に基づき、SARTRAS と分配業務委託契約を締結した分配業務受託団体である一般社団法人新聞著作権管理協会（以下「本法人」という。）の補償金の分配に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規程第3条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う、SARTRAS が定める授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第3条に基づく補償金の額（消費税法及び地方税法に規定する消費税等に相当する金額（以下「消費税等」という。）を含まない。）をいう。
- (2) 「規程第4条補償金分配額」とは、本法人が分配する責任を負う補償金規程第4条に基づく補償金の額（消費税等を含まない。）をいう。
- (3) 「分配資金」とは、規程第3条補償金分配額及び規程第4条補償金分配額のうち、連絡先が判明し分配が可能な権利者の分配額として本法人からSARTRAS に請求し、本法人が補償金として分配する資金をいう。
- (4) 「利用報告」とは、本法人が、SARTRAS から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいう。

(5)「分配資料」とは、本法人が、著作物等ごとに分配業務に必要な権利者その他に関する情報を整備した利用報告をいう。

2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

(補償金の分配等)

第3条 本法人は、補償金の分配を、SARTRASが著作物等ごとに算出した分配額を付した分配資料に基づき、次の各号に定める手順により行う。

(ア) 分配資料記載の規程第3条補償金分配額及び規程第4条補償金分配額のうち、分配資金の合計額を、SARTRAS所定の書式により分配明細等の資料を付してSARTRASに対し、消費税等を必要に応じて加算のうえ請求する。

(イ) 前号の請求の時期はSARTRASが別に定めるところによる。

(ウ) (ア)の請求に基づきSARTRASから受領した分配資金から、本規程第5条に定める管理手数料を控除した後、該当の権利者に、次条に定める分配期に分配する。

(エ) 分配の際、権利者宛てに分配の明細を発行する。

(オ) 分配にあたり、共同著作物であるなど、1著作物等に複数の権利者が不可分に権利を有している場合で権利者ごとの分配率の届出を受けていないときは、当該権利者の数で分配額を按分することができる。

(カ) (ウ)の分配の際、権利者が補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合、又は振込先不明等で結果として分配ができなかった場合の当該権利者宛補償金はSARTRASに全額返還する。

2 連絡先不明の場合の取扱いは、SARTRAS分配規程第13条による。

(補償金の分配期)

第4条 本法人は、分配資金を受領した月の翌月から6カ月以内で、本法人が理事会で定める月を分配期として権利者にそれぞれの分配額を分配する。

2 理事会は、前項の月の決定を定款第35条に定める委員会に委任することが

できる。

(自主申告の場合の取扱い)

第 5 条 SARTRAS が分配額を付した分配資料に掲載のない著作物等の利用につき、当該著作物等の権利者から、本法人が申し出を受けた場合の手続きは、SARTRAS 分配規程第 10 条第 3 項の定めによる。ただし、当該利用の事実があったかどうかの確認にあたり、申し出の対象である教育機関の設置者又は当該教育機関への問い合わせが必要と本法人が判断した場合は、SARTRAS へ申し出、その指示に従うものとする。

(管理手数料)

第 6 条 本規程第 4 条に定める補償金の分配期に規程第 3 条補償金分配額及び規程第 4 条補償金分配額からそれぞれ控除する管理手数料の額は、本法人が SARTRAS より受領する補償金総額の 10%と、補償金を受領した年度において補償金事業と法人管理のために計上した事業予算上の費用の合計の 120%に相当する額のいずれか高い額の範囲内において、理事会が定めた額とする。

2 SARTRAS 分配規程第 11 条第 4 項に定める管理手数料の額は、前項の管理手数料額を本法人が SARTRAS より受領する補償金総額で除して算出する割合を、SARTRAS 分配規程第 8 条第 3 項により翌事業年度の共通目的基金に組み入れられることとなる額に乗じた額とする。

3 本法人は、本条第 1 項により取得した管理手数料の額が、当該事業年度における補償金事業と法人管理のための費用の合計額（本条において「当年度支出額」という。）を超過したときは、当該超過額に相当する金額（本条において「収支差額金」という。）を翌事業年度に分配する予定の規程第 3 条補償金分配額に繰り入れるものとする。

4 本法人は、本条第 1 項により取得した当該事業年度の管理手数料の額が、当年度支出額に満たないときは、翌事業年度の収支差額金の額をもって充て

るものとする。

(情報公開)

第7条 本法人は次に掲げる事項を遅滞なく公開する。

(ア) 本規程（定めたとき、または変更したとき）

(イ) 管理手数料の額を含む分配の収支に関する報告書（事業年度終了後3カ月以内）

(実施細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、理事会が決定する細則で定める。

(発効)

第9条 この規程の制定、変更および廃止は、会員総会の決議により行い、SARTRAS理事会の承認をもって発効する。